

本文書の使用にあたって (お願い)

補足エンドユーザライセンス契約

本文書は Supplemental End User License Agreement の参考和訳であり、英文の原文をご確認頂く際の参考資料として作成されたものです。訳文作成にあたっては、極力原文の内容を正確にお伝えできるよう努めておりますが、原文と訳文の内容に差異があった場合には、原文の内容のみが効力を有するものといたします。

原文 URL

https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/seula/anyconnect-SEULA-v4x.pdf



補足エンドユーザライセンス契約

重要：よくお読みください

お客様各位

この補足エンドユーザライセンス契約（「本 SEULA」）には、お客様と Cisco Systems Inc. またはその関係会社との間の [シスコ エンドユーザライセンス契約](#)（「シスコ EULA」）に基づいてライセンスされ、本 SEULA に定めるソフトウェア製品に関する追加条件が記載されています（総称して「本契約」）。本 SEULA には、お客様に適用されない条件が含まれている可能性がありますので、ご注意ください。お客様が購入した特定のソフトウェア製品に関連する条件のみがお客様に適用されます。本 SEULA で別途規定されている場合を除き、（英語の原文において）大文字で始まる用語の意味はシスコ EULA に定めるとおりとします。シスコ EULA と本 SEULA との間に矛盾がある場合は、本 SEULA が優先するものとします。

注：シスコのセキュリティ製品は、Cisco Secure ブランドの下で名称が変更されています。新しい製品名は段階的に変更されます。シスコの現在の製品名と新しい製品名の対照表、および Cisco Secure の製品名変更に関する追加情報については、<http://www.cisco.com/c/en/us/products/security/index.html> を参照してください。

お客様がソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用した場合、お客様は本 SEULA の条件に従うことに同意したことになります。

次の製品のための補足ライセンス条項：Cisco AnyConnect、Cisco 適応型セキュリティアプライアンス、および Cisco Endpoint Security Analytics Built on Splunk

Cisco AnyConnect：

- 次を伴う Cisco AnyConnect セキュア モビリティ クライアント v4.0 以上、すべてのモジュール、すべてのオペレーティングシステム
 - Cisco AnyConnect Apex ライセンス
 - Cisco AnyConnect Plus ライセンス
 - Cisco AnyConnect VPN-only ライセンス
- Cisco AnyConnect Profile Editor
- Cisco AnyConnect 企業アプリケーションセレクタ
- Cisco AnyConnect Network Visibility Module

Cisco ASA :

- Cisco 適応型セキュリティアプライアンス IPsec IKEv2 リモートアクセス VPN 機能
- 次を含む Cisco 適応型セキュリティアプライアンス クライアントレス SSL VPN 機能
 - ブラウザベースの SSL VPN
 - スマートトンネル
 - ポートフォワーディング
 - 追加の SSL VPN 配信アプレット

Cisco Endpoint Security Analytics :

- Cisco Endpoint Security Analytics Built on Splunk
- Cisco AnyConnect Network Visibility Module App for Splunk
- Splunk 用 Cisco NVM テクノロジーアドオン

定義

「管理者ガイド」とは、Cisco AnyConnect セキュア モビリティ クライアント 管理者ガイド または 該当する シスコの製品もしくはサービス用の管理者ガイドを意味します。

「シスコ ネットワーク デバイス」とは、Cisco 適応型セキュリティアプライアンス (ASA)、シスコ ヘッドエンド 終端 デバイス、または 特定の エンドユーザ に 紐付いていない ソフトウェア とともに 使用される その他の シスコ 製品 もしくは ソリューション (Cisco Identity Services Engine を含みますが、これに 限定されません) を意味します。

「エンドポイント」とは、エンドユーザがソフトウェアのいずれかとともに使用するコンピュータ、スマートフォン、またはその他のモバイルデバイスを意味します。

「Network Access Manager Module」とは、有線および無線のネットワーク接続を管理するための、IEEE 802.1X の認証機能を備えたソフトウェア内の個別のモジュールを意味します。

「Network Visibility Module」または「NVM」とは、エンドポイントおよびユーザの行動分析を可能にする ネットワーキング フロー テレメトリ 機能を提供する、ソフトウェア内の個別のモジュールを意味します。

追加の一般ライセンス権限と制約事項

1. 必要なデバイス : 各エンドポイントは、ソフトウェアを使用してシスコのネットワークデバイスに接続する必要があります。お客様によるシスコのネットワークデバイスの使用には、本契約の対象ではない個別のソフトウェア利用資格と制限が適用されます。シスコの各ネットワーク デバイスは、お客様の利用資格に基づいて使用するために登録が必要な場合があります。上記の定めにかかわらず、管理者ガイドに記載されているとおり、Network Access Manager Module および/または Network Visibility Module はシスコ製ではない機器と組み合わせて使用することができます。
2. お客様の Cisco AnyConnect および Cisco ASA のライセンスには、特定の Cisco SecureX 機能へのアクセス権が含まれています。Cisco SecureX はシスコの統合セキュリティ プラットフォームです。SecureX の詳細については、SecureX の オファー 説明書 (<http://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/cloud-terms.html>) を参照してください。

3. Cisco SecureX のプライバシーデータシート ([こちら](#)に掲載) では、SecureX を提供する際にシスコが収集および処理する個人データについて説明しています。シスコがすべてのカテゴリのデータを処理、使用、および保護する方法の詳細については、[シスコの Security and Trust Center](#) のページを参照してください。
4. Cisco Endpoint Security Analytics Built on Splunk : Cisco Endpoint Security Analytics Built on Splunk (「CESA」) は、シスコが販売し、Splunk が Splunk ソフトウェア ライセンス契約 ([Splunk Customer Agreement](#) に掲載) (「Splunk EULA」) に基づいてライセンスおよびサポートします。なお、Splunk は Splunk EULA を随時更新します。CESA および/または関連するソフトウェア ライセンスキーの提供に関連して、お客様が Splunk EULA に同意しなければならない場合があります。CESA の詳細については、<https://www.cisco.com/c/en/us/products/security/endpoint-security-analytics-built-on-splunk/index.html> を参照してください。
5. Splunk 用 NVM : CESA を除き、本 SEULA の対象ソフトウェア (Splunk 用 NVM を含みますがこれに限定されません) には、本 SEULA によって補足されるシスコ EULA が適用されます。「Splunk 用 NVM」とは、Splunk 用の Cisco AnyConnect Network Visibility Module (NVM) App および Cisco NVM テクノロジーアドオンを意味します。どちらも [Splunkbase](#) からダウンロードできます。Splunk 用 NVM には、[Cisco EULA](#) の規定に加えて、次のライセンスの制限および制約が適用されます。
 - 5.1. 第 5.2 条および第 5.3 条で規定されている場合を除き、Splunk 用 NVM は、お客様が自身の CESA ライセンスに基づき CESA とともに使用 (トライアル、コンセプト実証、価値実証、または CESA ライセンス料の支払いを含みます) するためにのみライセンスされます。
 - 5.2 お客様は、お客様の Splunk のライセンスまたは CESA 以外の Splunk のバージョンのサブスクリプション (例 : Splunk または Splunk のリセラーから購入した Splunk のライセンス) に基づいて、Splunk 用 NVM を使用することができます。ただし、かかる使用は、合計で 50 個以下のエンドポイントから収集した NVM データのみに制限されます。
 - 5.3 お客様は、最初のダウンロード日から 90 日が経過するまでの間に、評価のために Splunk 用 NVM を 1 回限り使用することができます。

お客様による NVM の使用が第 5.1 条、第 5.2 条および/または第 5.3 条で明示的に許可されている場合を除き、お客様には Splunk 用 NVM を使用する権限がないため、お客様は Splunkbase から Splunk 用 NVM をダウンロードしないものとします。第 5.3 条に基づき評価のために NVM を使用する場合、お客様は、評価期間 (90 日) の満了時に、インストールされているすべてのコンピューティングデバイスで Splunk 用 NVM の使用を中止し、これを削除する必要があります。ただし、お客様が CESA のライセンスを購入している場合、または本 SEULA の第 5.2 条において許可されているとおりに 50 個以下のエンドポイントとともに Splunk 用 NVM を使用している場合はこれに限りません。疑義を避けるために付言すると、お客様は、Cisco AnyConnect および CESA (または本 SEULA の第 5.2 条で許可されている別の Splunk 製品) の使用とは無関係に Splunk 用 NVM の全部または一部を使用することができません。